

令和6年度個人市民税・県民税についてのお知らせ

個人市民税・県民税の主な税制改正

1. 個人市民税・県民税の特別税額控除(定額減税)

デフレ脱却のための一時的な措置として、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度個人市民税・県民税の特別税額控除(以下「定額減税」という)が実施されることになりました。

○対象

合計所得金額1,805万円以下の納税義務者

※非課税の方や均等割のみ課税される方は減税の対象外

○控除額

(1) 納税義務者本人：1万円

(2) 控除対象配偶者及び扶養親族（いずれも国外居住者を除く）：1人につき1万円

例：納税義務者、控除対象配偶者、扶養の子供1人の場合の定額減税額

1万円（本人）+1万円×2人=3万円

※控除額が所得割額を超える場合は所得割額が限度となります。控除しきれない場合は調整給付金が支給される予定です。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）については、令和6年度の定額減税は対象外ですが、令和7年度の個人市民税・県民税の所得割額から1万円を控除する予定です。

○定額減税の実施方法及び確認方法

詳しくは市HPへ

具体的な定額減税の制度等



定額減税の実施方法

(1)給与からの特別徴収	(2)普通徴収(納付書・口座振替)	(3)公的年金からの特別徴収
定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて徴収します。(定額減税対象者のみ)	定額減税前の税額をもとに算出した令和6年6月分の税額から控除します。	定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の税額から控除します。

※徴収方法によって、減税の実施方法が異なります。複数の徴収方法に該当される方など徴収方法によっては、上記の通りとならない場合もあります。
※(2)、(3)の場合で、控除しきれないときは残りの税額から順次控除します。

定額減税額の確認方法

(1)給与からの特別徴収	(2)普通徴収・公的年金からの特別徴収
通知書下部「摘要」欄をご確認ください。 	通知書右下「(4)税額の内訳(円)」欄をご確認ください。

※減税対象の場合、税額決定通知書に定額減税額が印字されます。「定額減税控除不足額」は控除しきれない場合のみ表示されます。

2. その他の税制改正

森林環境税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。令和6年度から個人市民税・県民税均等割と併せて、国税として1人年額1,000円の賦課徴収を行います。

※課税額証明書、所得額・課税額証明書の年税額の欄には、市民税・県民税のみの合計額(森林環境税を含めない税額)が記載されます。

上場株式等の所得に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、令和6年度から課税方式を所得税と一致させることとなりました。この改正により、所得税で上場株式等の所得に係る申告を行った場合は、個人住民税においても、確定申告と同様に申告したことになります。

※申告をした場合、合計所得金額や総所得金額等に算入され、非課税判定や国民健康保険税・介護保険料等の算定に影響が出る可能性があります。

国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和6年度の個人住民税から、30歳以上70歳未満の国外居住親族について扶養控除等の適用対象から除外されます。ただし、留学生、障害者又は扶養者から38万円以上の送金を受けている者で一定の書類を提出又は提示した場合は、扶養控除の適用対象となります。

詳しくは市HPへ

令和6年度
主な税制改正



個人市民税・県民税・森林環境税の猶予制度及び減免制度

- 災害、病気、事業の廃止など、特別な事情で、一度に納税することができないと認められるときは、原則として1年以内の期間、納める時期を遅らせたり、分割して納めたりすることができます。詳しくは、本庁・各支所の納税担当課(係)にお早めにご相談ください。
- 災害により損害を受けた場合や、生活扶助(生活保護)を受けているなど特別な事情がある場合は、その状況に応じて減免が受けられることがあります。申請が可能な時期や要件等は、本庁・各支所の市民税担当課(係)にお問い合わせください。

※原則、納期限までの申請が必要です。

公的年金を受給されている方へのお知らせ

<個人市民税・県民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収制度>

平成21年度から、公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市区町村における徴収の効率化を図る観点から、個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収(天引き)制度が実施されています。森林環境税は、令和6年度の本徴収分から徴収します。

1 特別徴収の対象者

個人市民税・県民税の納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払を受けていて、4月1日現在、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払(老齢等年金給付)を受けている65歳以上の方。

2 特別徴収の対象税額

公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額になります。

税額決定(納税)通知書の公的年金特別徴収税額欄の記載金額が、年金から特別徴収(天引き)される税額になります。

年金の支払月ごとに特別徴収される税額は、通知書に徴収月別に記載されておりますのでお確かめください。

※ 65歳以上の方の公的年金等の所得に係る所得割額については、給与から特別徴収(天引き)されません。

※ 給与所得など他に所得がある場合は、他の所得に係る所得割額等は、普通徴収(納付書又は口座振替により納める方法)又は給与からの特別徴収となります。

※ 給与からの特別徴収が行われている方の均等割額は、給与から特別徴収されます。

3 特別徴収の対象年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等が対象となります。(遺族年金、障害年金は除く。)

4 特別徴収税額の算定方法と徴収時期

今年度から新たに公的年金特別徴収の対象となる方

税額	普通徴収税額(個人納付)		公的年金特別徴収税額		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	翌年2月
	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

前年度の途中で、公的年金から特別徴収する税額が変更になったことなどに伴い特別徴収が中止になった方は、今年度の10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。この場合、今年度から新たに特別徴収の対象となる方と同様、6月と8月の2期分は納付書で納めていただくことになります。

公的年金特別徴収が継続されている方

税額	公的年金特別徴収税額			本徴収		
	仮徴収			10月	12月	翌年2月
	4月		8月	10月	12月	翌年2月
	前年度分の年税額の6分の1ずつ			年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつ		

(注)表中の年税額は、公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額です。

※森林環境税は、仮徴収分に含めず、本徴収分より徴収します。

仮徴収額が年税額を上回り還付がある場合も、森林環境税に相当する額は一度還付したうえで、本徴収から徴収することになります。

※年の途中で税額の変更があった場合など、上記図のようにならないことがあります。

<公的年金受給者のうち申告が必要な場合>

収入が公的年金等のみであっても、次のような場合などは個人市民税・県民税の申告が必要です。

- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合

例：年金保険者に提出する「扶養親族等申告書」に寡婦・ひとり親・扶養・障害等の記載を忘れた場合

源泉徴収票に記載されていない社会保険料や生命保険料等の支払がある場合

- 受給している公的年金等が障害年金・遺族年金のみで、鹿児島市内にお住まいの親族の税金上の扶養親族等になっていない場合

- 源泉徴収対象外の年金（国外で支払われる年金）を受給している場合

地方税統一QRコード(eL-QR)等による納付

個人市民税・県民税(普通徴収)の納付書に記載されたQRコードや番号を利用して、スマート決済アプリでの納付や地方税お支払サイトでのクレジットカード等での納付ができるようになりました。詳細は「地方税お支払サイト」をご確認ください。また、納付書を利用できる金融機関が増えました(納付書裏面にてご案内しております)。

※クレジットカードによる納付は、別途手数料がかかります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



地方税お支払サイト

お問い合わせ先

◎課税の内容・減免制度

本庁 市民税課 099-216-1174・1175・1173

谷山税務課 099-269-8421 吉田税務課 099-294-1213 松元税務課 099-278-5416

伊敷税務課 099-229-9736 桜島税務課 099-293-2348 郡山税務課 099-298-2115

吉野税務課 099-244-7392 喜入税務課 099-345-3759 東桜島税務課 099-221-2112

◎猶予制度・納税相談

納税課 099-216-1191～1194

◎口座振替・納税方法

納税課(収納係) 099-216-1190